

平成 29 年度硫黄泉に関する利用実態調査の結果について

平成 28 年度に実施した調査に引き続き、本年度も「温泉水 1 キログラム中総硫黄 2 ミリグラム以上含有する温泉の利用状況」について調査を行った。なお、調査は都道府県等に調査票を送付し、回収する方法をとった。各都道府県等の回答は別表を参照のこと。

1. 国内における温泉水 1 キログラム中に総硫黄 2 ミリグラム以上含有する温泉について

調査の結果、現在国内に温泉水 1 キログラム中、総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ）を 2 ミリグラム以上含有する温泉（以下「硫黄泉」という。）の総数等については表 1 及び表 2 のとおりであった。

表 1 国内の総硫黄 2mg/kg 以上含有する温泉の総数

調査名	硫化水素型	硫化水素型でないもの	合計
昨年度調査（2016.12 現在）	409	795	1,204
今年度調査（2018.2 現在）	417	770	1,187

表 2 硫黄泉を公共の浴用等に利用している浴槽の内訳

調査名	室内風呂	露天風呂	足湯	手湯等	温泉スタンド	その他
昨年度調査 （2016.12 現在）	4,668	1,727	39			
今年度調査 （2018.2 現在）	4,918	1,926	123	12	39	20

※ 調査では同じ源泉を利用している場合には、男湯・女湯をあわせて計上している場合がある。

※ 浴槽種不明のものは、室内風呂とした。

※ 部分浴に関しては、打たせ湯で利用されているものも存在した。

※ その他は、プール、タンクローリーの他、飲泉や清涼飲料水用の原水とされているものがある。

2. 浴室内の空気中の硫化水素濃度の測定について

浴室内の空気中の硫化水素濃度が未測定であった浴槽数は表3のとおりであり、未測定の浴槽数は減少傾向にある。加えて、濃度測定を定期的を実施している浴槽数は表4のとおりであり、増加している。

表3 未測定浴槽数

調査名	都道府県等数	浴槽数
昨年度調査 (2016.12 現在)	33	1,996
今年度調査 (2018.2 現在)	28	1,278

- ※ 多くの事例で設備構造上の不備が無いか確認を実施。
- ※ 同一の構造の別の浴室等で硫化水素濃度測定を実施しているものがある(例: 男湯を測定し、女湯は測定していない等)。
- ※ 温泉スタンドや配湯用のタンクローリーを測定対象外とする事例が多くみられる。

表4 定期的な濃度の測定浴槽数

調査名	都道府県等数	定期的な濃度の測定数		
			うち事業者が自主的に測定している浴槽数	うち都道府県知事等が硫化水素濃度の測定が必要と認めた浴槽数
昨年度調査 (2016.12 現在)	23	931	234	129
今年度調査 (2018.2 現在)	30	2,272	524	335

- ※ 浴槽数ではなく、施設数で計上しているとの回答あり。
- ※ 測定頻度については、基準で原則として1日2回としている。今回の調査結果では、1日に2回以上から、1月に1回または行政自身が3、4年に1回の頻度で全浴槽を測定するといったものまで様々ある。
- ※ 測定頻度等を温泉法第15条第1項に基づく許可に際して条件として附している場合がある。

3. 硫化水素濃度が基準値を越えている浴槽数について

浴室内(露天風呂を含む)の空気中の硫化水素濃度が浴槽湯面から上方10cmの位置の濃度が20ppm又は浴室床面から上方70cmの位置の濃度が10ppmを現在超えている浴槽数については表5のとおりであった。

表5 硫化水素濃度が基準値を越えている浴槽数について

調査名	都道府県等数	浴槽数
昨年度調査（2016.12現在）	5	33
今年度調査（2018.2現在）	7	50

※ 超過している硫化水素濃度については、20ppm～65ppmの範囲内であった。

4. まとめ

環境省では、昨年度検討会を実施し、今年度「公共の浴用等に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準(平成29年9月1日環境省告示第66号)」を定め、同基準を補足するためにガイドラインを策定するとともに、都道府県等に対し、遵守を促す通知を発出した。

この結果、多くの浴室において、硫黄泉の安全確保が進んでいる実態が明らかになった。しかしながら、依然として同基準に示す濃度を超過している浴室が存在しており、また未だに濃度が未測定 of 浴室が存在している。

今後は、硫黄泉を公共の浴用等に供する施設において同基準のさらなる遵守が温泉利用許可者に求められており、都道府県等及び環境省は同基準が遵守されるよう連携していくことが求められる。

温泉利用施設での硫化水素中毒事故について

別紙1

温泉法第15条

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事(注:政令指定都市、保健所設置市、特別区への事務委託が可能)に申請してその許可を受けなければならない。

1, 2(略)

3 都道府県知事は、**温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。**

※法では、許可の取消し、報告聴取並びに立入検査についても規定

硫化水素に関する基準の制定経緯

昭和30年:ヒ素含有温泉の飲用基準(通知)昭和42年:水銀等を上記基準に追加

昭和50年:温泉の利用基準について(通知)

平成18年:環境省告示59号として告示(ほぼ昭和50年のものと同内容)

平成29年:基準を改正し、環境省告示第66号として告示。併せて、都道府県の本基準運用のためのガイドラインを策定。

近年の温泉由来の中毒事故(下線が温泉法の対象)

発生年	発生場所	概要
平成26年	北海道 分湯槽	清掃作業中の従業員2名が死亡
<u>平成26年</u>	<u>北海道 浴室</u>	<u>入浴中の宿泊客が意識不明の重体(疑い)</u>
平成26年	大分県 貯湯槽	作業員1名が一時意識不明となる
平成27年	秋田県 温泉配管	配管整備中の作業員等3名死亡
平成27年	群馬県 湯量湯温調整室	作業員2名が一時意識不明となる
<u>平成30年</u>	<u>長野県 浴室</u>	<u>入浴客1名が一時意識不明となる</u>

改正基準及びガイドラインのポイント

公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準改正ポイント

1. 基準の位置づけの明確化

公共の浴用等に供する場合において、硫化水素中毒事故が今後発生しないように、施設管理者等に対して遵守すべき基準等を示した。また、都道府県等が、その適正な利用が確保されるように適切な措置を講ずることが望ましい旨を記載。

2. 換気孔等、ばっ気装置等の設置を選択制に

従来は換気孔等を設置することを原則とし、換気孔等のみでは対応できない場合に湯畑その他ばっ気装置等の設置を求めていたものを、①換気孔等のみ、②ばっ気装置等のみ、③両者の併用と事業者等が選択できるようにし、より実効性のある基準とした。

3. 濃度測定位置の明確化他

浴室内の濃度測定位置を明確化

温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドラインポイント

1. 硫化水素の毒性等の基礎情報を記載

2. 都道府県等が確認すべき事項の記載

3. 温泉利用許可者が硫化水素濃度を測定する際の注意事項等を記載

4. 具体的な施設の設備構造等を記載

5. 浴室外での注意事項を記載

公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（改正）（平成 29 年 9 月 1 日付け環境省告示第 66 号）

温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。）は、温泉利用の適正化を図ることをその目的の一つとしており、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、法第 15 条第 1 項に基づき、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとされている。

温泉には種々の成分が含有されており、その利用方法あるいは温泉利用施設の管理等が適切でない場合において、人体に対して健康被害を与える場合がある。このため、総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。）を 1 キログラム中 2 ミリグラム以上含有する温泉を、法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けて公共の浴用又は飲用に供し、又は供しようとする者（以下「温泉利用許可者」という。）が遵守すべき基準を定め、硫化水素が衛生上有害となった場合における事故の防止や利用者の安全確保を図るものである。

都道府県知事及び法第 36 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）においては、本基準に沿った適正な温泉利用が行われるよう、必要に応じて行政指導や行政処分を行うことが望ましい。このため、法第 15 条第 1 項の許可処分の判断の一要素として当該基準を参照するほか、本基準の遵守状況等を法第 34 条の報告徴収や法第 35 条第 1 項の立入検査により確認し、その結果等を踏まえ、必要に応じて、行政指導や法第 31 条第 1 項第 1 号の許可の取消し等を検討することも可能である。

1 適用対象となる温泉

本基準の適用対象となる温泉は、1 キログラム中、総硫黄を 2 ミリグラム以上含有する温泉とする。

2 温泉利用施設の構造

温泉利用許可者は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を(2)及び(3)において示す設備構造等とすることにより、浴室（露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。）内の空気中の硫化水素濃度を(1)に示す基準を超えないようにすること。

(1) 浴室内の空気中の硫化水素濃度

イ 浴槽湯面から上方 10cm の位置の濃度	20ppm
ロ 浴室床面から上方 70cm の位置の濃度	10ppm

(2) 換気孔等又はばっ気装置等

イ 温泉を公共の浴用に供する施設の設備構造等として、以下のいずれかの設備構造等とすること。

(イ) 換気孔若しくは換気装置（以下「換気孔等」という。）（常時開放して浴室内に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造

(ロ) ばっ気装置等（源泉から浴室までの間に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造

(ハ) 換気孔等及びばっ気装置等を有する構造

ロ 換気孔等の設置については、浴室内に2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の床面と同じ高さに設けること。（別図1参照）

ハ 浴室には、硫化水素が局所的に滞留するような構造又は装置（ばっ気装置と同様の構造を持つ装置等）を設けないこと。

(3) 浴槽

イ 浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。（別図1及び2参照）

ロ 浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。（別図1及び3参照）

3 浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

(1) 換気状態の確認

浴室内の硫化水素濃度が常に適正に維持されるよう換気孔等に対する確認を怠らないこと。また、浴室に隣接する脱衣室等においても、硫化水素が滞留しないよう、換気に十分配慮すること。特に、積雪の多い地方については、積雪により換気孔等の適切な稼働が妨げられることのないように十分留意すること。さらに、周囲の地形、積雪等により硫化水素が滞留するおそれがある露天風呂を利用に供している場合は、風速、風向等の気象条件の状況、変化等に十分配慮すること。

(2) 濃度の測定

都道府県知事等が必要と認めるときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち1回は、浴室利用開始前に行うこととし、測定場所は、浴室内において最も空気中の硫化水素濃度が高くなる地点（温泉注入口付近等）を含むこと。

(3) 測定結果の記録及びその保管

硫化水素濃度の測定結果を記録し、都道府県知事等から硫化水素濃度の測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

(4) その他

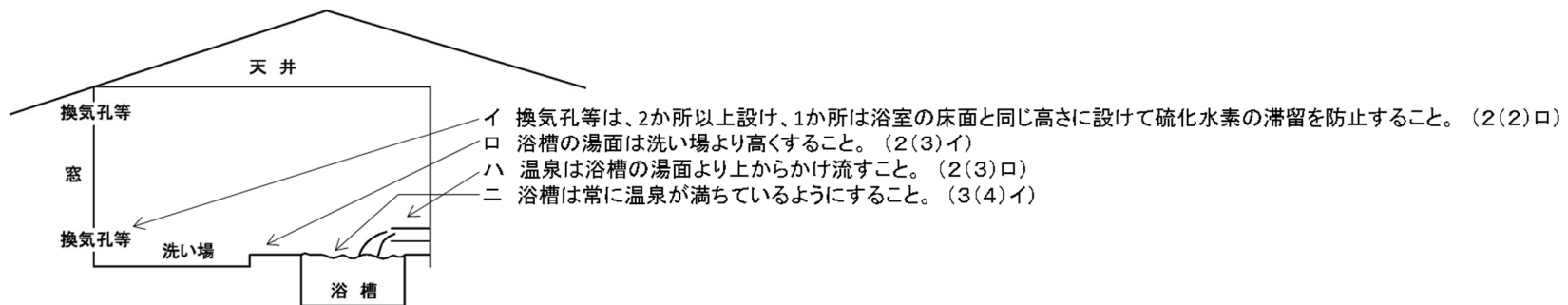
イ 浴室が利用に供されている間は、常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。（別図1参照）

ロ 利用者の安全を図るため、浴室内の状態に常時気を配ること。

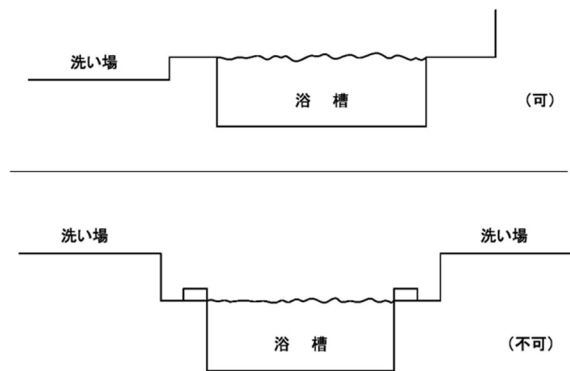
4 立入禁止柵等の設置

源泉における揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等の管理者は、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等を設けること。特に、総硫黄の含有量が多い温泉を利用し、又は硫化水素濃度が高くなるおそれがある大規模な貯湯槽等を使用する場合は、動力等による拡散装置等を設けることにより、硫化水素を原因とする中毒事故の防止に万全を期すこと。

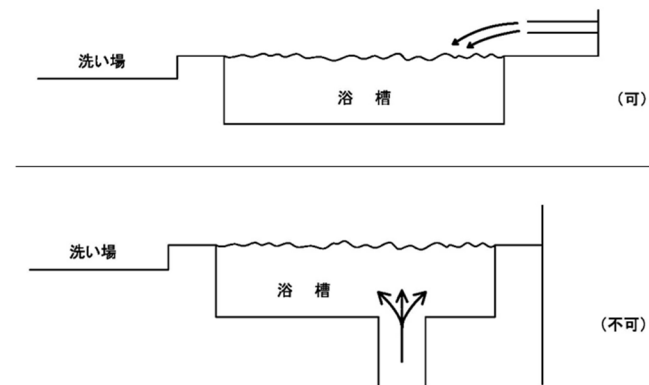
別図1



別図2



別図3



	Q.1-1		Q.2-1							Q.3 基準超過浴槽数	Q.4 濃度未測定浴槽数	Q.5浴室濃度測定			Q.6 硫黄泉を2mg/1kg以上含有する温泉に関する温泉法の運用状況(平成28年度の実績)											Q.7 硫化水素が原因と疑われる事故件数	備考
	硫化水素型	硫黄泉	室内風呂	露天風呂	足湯	手湯等	温泉スタンド	その他	Q.5-1 定期的測定実施浴槽数(事業者及び行政)			Q.5-2 定期的測定実施浴槽数(事業者が自主的に測定)	Q.5-3 知事等による測定義務化浴槽数	Q.6-1 許可申請時の硫化水素濃度提出の有無	Q.6-2 許可申請時の施設構造図提出の有無	Q.6-3 許可申請時の現地確認の有無	Q.6-4 利用許可処分時の硫化水素に関する条件付の有無	Q.6-5 法34条に基づく報告聴取数	Q.6-6 法35条に基づく立入検査数	Q.6-7 法35条に基づかない任意の立ち入り調査件数	Q.6-8 法31条第1項に基づく法第15条第1項の許可取り消し件数	Q.6-9 法31条第2項に基づく利用の制限を命じた件数	Q.6-10 法31条第2項に基づく危害予防措置を講ずることを命じた件数	Q.6-11 行政指導として不備を指摘し、改善を指導した件数			
北海道	27	32	258	109	6	0	3	0	6	3	373	6	6	無	有 (H28年度1件) 浴槽平面図、浴槽立面図	有 (H28年度1件) 衛生管理状況等を確認	無	0	180	0	0	0	0	17	浴室1件: H26.10月、1名意識不明 浴室外1件:貯湯槽清掃中に槽内で2名死亡	Q4.理由:温泉スタンドで施設に浴槽がないため。 Q5-1:温泉スタンドを除くすべての浴槽。 Q6-4:浴室内に硫化水素等の有毒ガスが滞留しないよう換気等に十分配慮すること。	
青森県	12	3	65	7	2	-	-	1	19	0	5	5	5	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	8	59	16	0	0	0	71	無	Q2-1:その他:打たせ湯 Q6-11:換気を徹底すること。換気孔の開放を確認すること。換気孔付近の除雪を行うこと。	
岩手県	15	15	308	56	-	-	-	-	4	3	15	不明	0	無	有 (H28年度1件) 平面図、引湯経路見取図	有 (H28年度1件) 職員による硫化水素濃度確認	無	0	0	0	0	0	0	0	無	Q4理由:冬季閉鎖(1件)、休業中(2件)。	
宮城県	14	81	122	34	9	0	0	0	4	0	165	2	165	無	有 (H28年度18件) 浴槽平面図、立面図	有 (H28年度18件) 源泉及び配管の状況、利用施設の状況、硫化水素ガス滞留防止措置の状況、硫化水素濃度の状況等の確認。	有 (H28年度14件)	0	26	0	0	0	0	6	浴室内:S41温泉旅館で宿泊客1名死亡。 浴室外:S40温泉暖房の使用中に一家3名死亡。		
秋田県	27	10	144	47	0	0	0	0	0	0	191	3	0	無	有 (H28年度32件) 施設平面図	有 (H28年度32件) 担当保健所職員による確認	無	0	0	0	0	0	0	0	0	浴室外: H27.3.18作業員3名死亡、 H12.2.20旅館利用者21名目に障害、 H17.12.29観光客4名死亡。	Q5-1:全浴槽を3から4年に1回のペースで県職員が測定を行っている。
山形県	43	28	221	42	-	-	-	-	0	0	263	237	0	有 (H28年度2件) 温泉湧出地から利用施設に至る見取り図、利用施設全体の平面図、浴室平面図、断面図	有 (H28年度4件) 担当保健所職員による硫化水素濃度と浴室構造等の確認	有 (H28年度1件)	0	0	94	0	0	0	0	0	無		
福島県	20	8	106	87	1	0	0	0	0	0	62	62	62	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	21	0	0	0	0	1	浴室:昭和50年代に中毒が疑われる事例があったとされるが詳細不明		
茨城県	5	5	9	4	-	-	1	-	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度0件) 浴槽平面図	有 (H28年度0件)	無	0	4	0	0	0	0	0	0	無	
栃木県	54	13	277	117	-	-	-	-	11	0	394	12	17	無	有 (H28年度7件)浴室及び浴槽の平面図、必要に応じて立面図	有 (H28年度7件)担当保健所職員による硫化水素濃度確認、換気孔等の確認	無	0	410	0	0	0	0	33	無	Q6-11:適切な換気を実施し、硫化水素濃度が基準を超えないようにすること。硫化水素濃度が適正に維持されるよう換気状態の確認を怠らないこと。	

	Q.1-1		Q.2-1							Q.3 基準超過浴槽数	Q.4 濃度未測定浴槽数	Q.5浴室濃度測定			Q.6 硫黄泉を2mg/1kg以上含有する温泉に関する温泉法の運用状況(平成28年度の実績)											Q.7 硫化水素が原因と疑われる事故件数	備考			
	硫化水素型	硫黄泉	室内風呂	露天風呂	足湯	手湯等	温泉スタンド	その他	Q.5-1 定期的測定実施浴槽数(事業者及び行政)			Q.5-2 定期的測定実施浴槽数(事業者が自主的に測定)	Q.5-3 知事等による測定義務化浴槽数	Q.6-1 許可申請時の硫化水素濃度提出の有無	Q.6-2 許可申請時の施設構造図提出の有無	Q.6-3 許可申請時の現地確認の有無	Q.6-4 利用許可処分時の硫化水素に関する条件付の有無	Q.6-5 法34条に基づく報告聴取数	Q.6-6 法35条に基づく立入検査数	Q.6-7 法35条に基づかない任意の立ち入り調査件数	Q.6-8 法31条第1項に基づく法第15条第1項の許可取り消し件数	Q.6-9 法31条第2項に基づく利用の制限を命じた件数	Q.6-10 法31条第2項に基づく危害予防の措置を講ずることを命じた件数	Q.6-11 行政指導として不備を指摘し、改善を指導した件数						
群馬県	35	19	328	50	11	1	0	0	0	0	42	0	42	無	有 (H28年度17件) 施設平面図、立面図	有 (H28年度17件) 担当保健所職員による硫化水素濃度確認等	有 (H28年度6件)	0	188	0	0	0	0	0	0	0	0	浴室外: H27.12.14作業員2名一時硫化水素中毒により意識を失う。 Q.6-6は利用許可件数で計上 Q.6-11:浴室内の硫化水素濃度の基準値超過について、原因を調査の上改善策を講じること。		
埼玉県	0	7	10	9	0	0	0	0	0	2	0	0	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Q.4:調査時貸切入浴客がおり調査ができなかったため。	
千葉県	0	9	51	21	3	0	0	0	0	9	59	4	0	無	有 (H28年度1件) 浴槽平面図、配管系統図	有 (H28年度1件) 担当保健所職員による構造設備の確認(硫化水素濃度測定無)	無	0	31	0	0	0	0	0	0	2	無	Q.1-1:内2本休止中。 Q.2-1:室内風呂内11箇所休止中、露天風呂内3箇所休止中、足湯内2箇所休止中。 Q.4理由:すべて休止中。 Q.6-11:浴室の換気を十分に行うこと。		
東京都(多摩地域及び島しょ地域を含む)	0	4	28	4	1	-	4	1	0	4	29	0	0	無	無	有 (H28年度10件) 設備の状況、消毒や成分の掲示方法の確認	無	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1その他:温泉配湯車。 Q.4理由:不定期使用や冬季浴槽不使用のため立ち入り検査時に浴槽を使用していなかった。
神奈川県	4	1	79	45	2	1	0	0	0	111	13	9	0	無	有 (H28年度1件) 浴槽平面図	有 (H28年度1件) 保健福祉事務所職員による硫化水素濃度確認	無	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	浴室:S26.11.5男児2名死亡、S27.3.27女子1名死亡 浴室外: S47.10.12工事作業員1名死亡、S61.1.17施設従業員温泉貯水槽内で1名死亡。	Q.2-1部分浴:打たせ湯 Q.4理由:他の浴槽で測定しているため。同じ配湯システムの施設で測定しているため。	
新潟県	13	27	148	92	10	1	2	1	0	42	25	11	16	無	有 (H28年度1件) 浴槽平面図	有 (H28年度1件) 担当職員による硫化水素濃度確認(その他に、源泉、浴室、浴槽、加熱・循環装置、配管経路、換気、温泉掲示等を確認)	有 (H28年度4件)	0	27	0	0	0	0	0	0	5	無	Q.2-1手湯等足湯以外の部分浴:手湯。 Q.2-1その他:飲泉。 Q.4理由:利用施設における分析の結果硫黄泉に該当しないため(26)、硫化水素型ではないため(ガス発生がない)(16)。 Q.6-11:換気孔等のうち1箇所は浴室の床面と同じ高さに設けること。浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。硫化水素濃度を毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。また、その結果を記録し、保管すること。		
富山県	5	1	23	10	1	0	0	0	0	4	30	18	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由:貸切風呂(不定期使用)のため立入検査の際に確認できない。
石川県	0	2	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	Q.2-1が0か所の理由:未利用のため。	
福井県	0	2	4	4	0	0	1	0	0	8	0	0	0	無	有 (H28年度4件) 浴槽平面図、立面図	有 (H28年度4件) 担当保健所職員による現地確認	無	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由:立入検査時に現場を確認し、浴室内において臭い、刺激がないことを確認済。

	Q.1-1		Q.2-1							Q.3 基準超過浴槽数	Q.4 濃度未測定浴槽数	Q.5浴室濃度測定			Q.6 硫黄泉を2mg/1kg以上含有する温泉に関する温泉法の運用状況(平成28年度の実績)											Q.7 硫化水素が原因と疑われる事故件数	備考	
	硫化水素型	硫黄泉	室内風呂	露天風呂	足湯	手湯等	温泉スタンド	その他	Q.5-1 定期的測定実施浴槽数(事業者及び行政)			Q.5-2 定期的測定実施浴槽数(事業者が自主的に測定)	Q.5-3 知事等による測定義務化浴槽数	Q.6-1 許可申請時の硫化水素濃度提出の有無	Q.6-2 許可申請時の施設構造図提出の有無	Q.6-3 許可申請時の現地確認の有無	Q.6-4 利用許可処分時の硫化水素に関する条件付の有無	Q.6-5 法34条に基づく報告聴取数	Q.6-6 法35条に基づく立入検査数	Q.6-7 法35条に基づかない任意の立ち入り調査件数	Q.6-8 法31条第1項に基づく法第15条第1項の許可取り消し件数	Q.6-9 法31条第2項に基づく利用の制限を命じた件数	Q.6-10 法31条第2項に基づく危害予防措置を講ずることを命じた件数	Q.6-11 行政指導として不備を指摘し、改善を指導した件数				
都府県	山梨県	1	24	106	28	7	0	0	0	0	0	116	2	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	0	41	0	0	0	0	1	無	Q.5-1:足湯、休業中施設、設備構造基準を満たした施設を差し引いた数。 Q.6-11:設備構造基準の遵守及び自主測定等の日常点検について、ガイドラインを参考に施設の安全管理に努めるよう通知及び助言した。
	長野県	45	167	1108	492	17	-	5	1	4	395	290	26	0	有(2保健所) (H28年度1件) 分析機関による測定結果表無(8保健所)	有 (H28年度16件) 浴槽平面図、ろ過循環配管図、源泉配置図、利用施設平面図、立面図	有 (H28年度17件) 保健所毎に差有	無	0	87	0	0	0	0	1	無	浴室外: H16.2.17、温泉供給用配管があるマンホール内で一人一時意識不明。 H18.8.22、温泉沈殿槽で作業員が意識を失い医療機関に搬送。 Q.2-1その他:飲用 Q.4理由:源泉の硫化水素濃度が十分低い ため、告示基準に基づき換気に注意しているため、山小屋で隙間だらけであるため、pHが高く硫化水素ガスが発生しないと考えられるため等(事業者へ報告徴収求めるとともに行政調査の際に測定実施予定)	
	岐阜県	11	25	65	24	1	0	3	0	0	30	0	0	0	無	有 (H28年度0件) 利用施設の平面図及び詳細図	有 (H28年度0件) 担当保健所職員による構造及び硫化水素濃度の確認	無	0	26	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由:一番狭い浴室の濃度を測定したところ極低濃度であったことから、他の類似する浴室を未測定とした。現在源泉の再分析実施中で再分析終了後測定予定。
	静岡県	0	10	62	19	2	1	0	6	0	90	0	0	0	無	有 (H28年度1件) 浴用平面図、立面図	有 (H28年度1件) 担当保健所職員による構造設備確認	無	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1部分浴:手湯 Q.2-1その他:プール関連。 Q.4理由:温泉行政事務処理要領により、構造基準を遵守すれば、濃度測定は不要としている。
	愛知県	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	
	三重県	0	1	-	2	-	-	-	-	0	0	0	0	0	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	1	0	0	0	0	0	0	無	
	滋賀県	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	
	京都府	2	4	19	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度11件) 利用施設の平面図及び構造設備の概要図	有 (H28年度11件) 担当保健所職員による構造等の確認	無	0	0	19	0	0	0	0	0	無	
	大阪府	1	2	14	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度4件) 温泉利用施設(浴槽、浴室等)の位置及び配管状況を明示した施設全体の平面図	有 (H28年度4件) 担当職員による温泉利用施設の構造設備確認(硫化水素濃度については利用許可時とは別に担当職員にて確認)	無	0	0	5	0	0	0	0	0	無	
	兵庫県	0	3	-	-	-	-	1	-	0	0	0	0	0	実績なし	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1温泉スタンド:公共の浴用利用なし。
	奈良県	1	5	40	27	3	0	0	0	0	16	0	0	0	無	有 (H28年度0件) 浴槽平面図、立面図	有 (H28年度0件) 担当職員による施設(浴槽等)の確認	無	0	17	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由:同一源泉利用で、ほぼ同一形態の9客室ある内1客室を測定し濃度が超過していないことを確認したため。

	Q.1-1		Q.2-1							Q.3 基準超過浴槽数	Q.4 濃度未測定浴槽数	Q.5浴室濃度測定			Q.6 硫黄泉を2mg/1kg以上含有する温泉に関する温泉法の運用状況(平成28年度の実績)											Q.7 硫化水素が原因と疑われる事故件数	備考
	硫化水素型	硫黄泉	室内風呂	露天風呂	足湯	手湯等	温泉スタンド	その他	Q.5-1 定期的測定実施浴槽数(事業者及び行政)			Q.5-2 定期的測定実施浴槽数(事業者が自主的に測定)	Q.5-3 知事等による測定義務化浴槽数	Q.6-1 許可申請時の硫化水素濃度提出の有無	Q.6-2 許可申請時の施設構造図提出の有無	Q.6-3 許可申請時の現地確認の有無	Q.6-4 利用許可処分時の硫化水素に関する条件付の有無	Q.6-5 法34条に基づく報告聴取数	Q.6-6 法35条に基づく立入検査数	Q.6-7 法35条に基づかない任意の立ち入り調査件数	Q.6-8 法31条第1項に基づく法第15条第1項の許可取り消し件数	Q.6-9 法31条第2項に基づく利用の制限を命じた件数	Q.6-10 法31条第2項に基づく危害予防の措置を講ずることを命じた件数	Q.6-11 行政指導として不備を指摘し、改善を指導した件数			
和歌山県	5	32	107	56	6	-	1	-	0	0	3	0	3	無	無	有 16件、担当保健所職員による硫化水素濃度確認	有 (H28年度0件)	0	53	0	0	0	0	0	25	無	
鳥取県	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	
島根県	2	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	Q.1-1:いずれ也未利用。 Q.2-1が0箇所の理由:法第15条第1項に基づく利用許可が不要なため。
岡山県	1	2	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	Q.2-1が0箇所の理由:法第15条第1項に基づく利用許可が不要な施設であるため。
広島県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	0	1	0	0	0	0	0	無	
山口県	0	14	48	14	5	0	1	0	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度3件) 浴槽平面図、立面図	有 (H28年度3件) 担当保健所職員による硫化水素濃度確認	無	0	2	0	0	0	0	0	0	無	
徳島県	0	11	30	28	1	-	1	-	0	12	2	2	0	無	有 (H28年度0件) 浴槽平面図	有 (H28年度0件) 担当職員による利用施設確認(配水、加温、加水等)	無	0	12	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由:休業中のため。同じ源泉を利用する同一構造や類似構造の別浴室で測定を行っているため。
香川県	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	1	0	0	0	0	0	0	無	
愛媛県	0	5	9	-	-	-	1	-	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	3	-	0	0	0	0	0	無	
高知県	0	11	26	8	0	0	2	0	0	11	0	0	0	無	有 (H28年度1件) 浴室平面図、源泉から浴槽までの経路図	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由:加温、加水しているため。循環ろ過や加温しており、同一構造や類似構造の別浴槽で測定を行い未検出であるため。平成30年度の測定実施を予定している。
福岡県	0	5	50	10	-	-	-	-	0	0	60	0	0	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	4	0	0	0	0	0	0	無	
佐賀県	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	
長崎県	10	1	28	32	3	1	-	-	0	12	0	0	0	無	有 (H28年度4件) 浴槽平面図、源泉からの配管図	有 (H28年度2件) 担当保健所による硫化水素濃度確認	無	0	12	0	0	0	0	0	0	無	浴室外: H25.6.11温泉タンク清掃中2名死亡。 Q.2-1部分浴:指 Q.4理由:休業中2、工事中6。休業施設が4件再開。
熊本県	7	24	116	126	1	0	0	1	0	138	0	0	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	25	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1その他:プール Q.4理由:同様の構造の施設の硫化水素濃度測定結果が基準値を下回っている。露天風呂であり、空気が滞留しないよう設備を設置したため。換気が十分に行われているため。夏期数回のみで使用で測定時に使用していなかったため。

	Q.1-1		Q.2-1							Q.3 基準超過浴槽数	Q.4 濃度未測定浴槽数	Q.5浴室濃度測定			Q.6 硫黄泉を2mg/1kg以上含有する温泉に関する温泉法の運用状況(平成28年度の実績)											Q.7 硫化水素が原因と疑われる事故件数	備考				
	硫化水素型	硫黄泉	室内風呂	露天風呂	足湯	手湯等	温泉スタンド	その他	Q.5-1 定期的測定実施浴槽数(事業者及び行政)			Q.5-2 定期的測定実施浴槽数(事業者が自主的に測定)	Q.5-3 知事等による測定義務化浴槽数	Q.6-1 許可申請時の硫化水素濃度提出の有無	Q.6-2 許可申請時の施設構造図提出の有無	Q.6-3 許可申請時の現地確認の有無	Q.6-4 利用許可処分時の硫化水素に関する条件付の有無	Q.6-5 法34条に基づく報告聴取数	Q.6-6 法35条に基づく立入検査数	Q.6-7 法35条に基づかない任意の立ち入り調査件数	Q.6-8 法31条第1項に基づく法第15条第1項の許可取り消し件数	Q.6-9 法31条第2項に基づく利用の制限を命じた件数	Q.6-10 法31条第2項に基づく危害予防措置を講ずることを命じた件数	Q.6-11 行政指導として不備を指摘し、改善を指導した件数							
大分県	23	21	利用許可数55件							不明	不明	0	0	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	浴室外:H26.12月温泉施設改修工事現場で労働者が1名硫化水素中毒(労働災害として報告)		
宮崎県	1	1	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q4理由:タンクローリーで運搬した温泉を利用しており源泉から直接使用するものではないこと、加水及び循環式であること、露天風呂であること、浴槽の設備構造を満たしていることから測定の必要はないと判断した(2件)。休業中(2件)。
鹿児島県	14	55	281	62	9	0	7	5	0	0	10	10	0	無	有 (H28年度13件) 浴槽平面図、源泉の位置、温泉配管等温泉の経路を示す図面	有 (H28年度13件) 担当保健所職員による施設の確認。必要に応じ、硫化水素濃度の測定を実施	有 (H28年度6件)	0	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1:その他:配湯、プール、清涼飲料水製造。 Q.6-4:環境省告示第66号の遵守及び温泉利用施設内に硫化水素ガスが滞留しないよう、換気に十分配慮すること。 Q.6-11:下部換気孔の設置を指導。	
沖縄県	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無		
札幌市	0	4	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1:浴槽数は利用許可単位での実績報告。 Q.6-6:温泉利用許可を取得した浴室数。 Q.6-11:浴室床面の高さに換気孔若しくは換気装置を設けること又は源泉から浴室までの間に曝気装置を設けること(8件)、温泉注入口を浴槽湯面より上方とすること(2件)。
函館市	1	1	1	2	-	-	-	-	0	0	3	3	0	有 (H28年度2件) 分析機関による測定結果	有 (H28年度2件) 浴槽平面図	有 (H28年度2件) 担当保健所職員による現地確認(硫化水素濃度は測定していない)	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	
小樽市	0	1	2	-	-	-	-	-	0	0	2	0	0	硫黄泉の申請実績なし	硫黄泉の申請実績なし	硫黄泉の申請実績なし	硫黄泉の申請実績なし	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	無	Q.6-11:浴室内の空気中の硫化水素の濃度を測定すること。浴室の床面と同じ高さに換気孔等を設けること。		
旭川市	1	1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	Q.2-1が0箇所の理由:法第15条第1項に基づく利用許可が不要な施設であるため。		
青森市	5	1	14	0	0	0	0	0	2	0	11	11	11	無	有 (H28年度4件) 温泉利用施設の位置図、平面図及び断面図。温泉の湧出地から温泉利用場所までの配管、動力装置等の引湯状況を示した図面。	有 (H28年度4件) 源泉及びその周辺、貯湯槽の有無、送引湯管・浴室・浴槽の状況、排水経路等	無	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	無			
八戸市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無		
盛岡市	0	7	45	35	3	1	0	0	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度1件) 浴槽平面図、立面図	有 (H28年度1件) 硫化水素濃度測定	無	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1部分浴:手湯

	Q.1-1		Q.2-1						Q.3 基準超過浴槽数	Q.4 濃度未測定浴槽数	Q.5浴室濃度測定				Q.6 硫黄泉を2mg/1kg以上含有する温泉に関する温泉法の運用状況(平成28年度の実績)											Q.7 硫化水素が原因と疑われる事故件数	備考												
	硫化水素型	硫黄泉	室内風呂	露天風呂	足湯	手湯等	温泉スタンド	その他			Q.5-1 定期的測定実施浴槽数(事業者及び行政)	Q.5-2 定期的測定実施浴槽数(事業者が自主的に測定)	Q.5-3 知事等による測定義務化浴槽数	Q.6-1 許可申請時の硫化水素濃度提出の有無	Q.6-2 許可申請時の施設構造図提出の有無	Q.6-3 許可申請時の現地確認の有無	Q.6-4 利用許可処分時の硫化水素に関する条件付の有無	Q.6-5 法34条に基づく報告聴取数	Q.6-6 法35条に基づく立入検査数	Q.6-7 法35条に基づかない任意の立ち入り調査件数	Q.6-8 法31条第1項に基づく法第15条第1項の許可取り消し件数	Q.6-9 法31条第2項に基づく利用の制限を命じた件数	Q.6-10 法31条第2項に基づく危害予防の措置を講ずることを命じた件数	Q.6-11 行政指導として不備を指摘し、改善を指導した件数															
中核市等	仙台市	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	1	4	4	0	無	有 (H28年度6件) 温泉湧出地から温泉利用施設までの配管の敷設状況を示す見取り図、温泉利用施設の平面図及び断面図	有 (H28年度6件) 担当保健所職員による現地確認	無	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由: 源泉の遊離硫化水素濃度が低く(2.1mg/kg)、屋外に設置された足湯であるため。		
	秋田市	1	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1が0箇所の理由: 未利用源泉であるため。		
	郡山市	1	3	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	Q.2-1が0箇所の理由: 法第15条第1項に基づく利用許可が不要な施設又は、利用許可を取得しているが未利用の施設のみのため。			
	いわき市	1	5	263	46	12	0	4	1	0	222	0	0	0	無	有 (H28年度13件) 浴槽平面図、立面図	有 (H28年度13件) 担当保健所職員による構造確認	無	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1その他: プール。 Q.4理由: 利用許可時に必要な換気孔や換気設備の設置を確認しているため。		
	横須賀市	0	1	2	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無		
	新潟市	0	5	43	31	2	0	0	0	0	0	76	74	2	無	有 (H28年度2件) 温泉利用施設の平面図、湧出地から利用施設までの経路図	有 (H28年度3件) 担当保健所職員による硫化水素濃度確認	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無		
	富山市	1	3	20	10	-	-	-	-	0	16	17	15	0	無	有 (H28年度0件) 平面図、配管経路図	有 (H28年度0件) 担当保健所職員による確認	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由: 同一施設の代表的浴槽で確認し0だったため。	
	長野市	0	8	35	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度3件) 温泉利用施設(浴室、浴槽、飲用施設)の位置、容積及び配管状況を明示した施設全体の平面図及び立面図	有 (H28年度0件)	無	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	
	静岡市	0	8	52	12	0	0	1	0	0	61	4	4	4	無	有 (H28年度4件) 浴槽平面図、配管系統図	有 (H28年度4件) 担当保健所職員による構造設備の確認	有 (H28年度0件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1: 室内風呂・露天風呂の別は浴槽の名称等から推定。 Q.4理由: アルカリ性であり硫化水素の発生が考えにくいため(4浴槽)、高アルカリ性でこれまで行政検査で検出されなかったか、同一源泉を使用する他施設で、これまで行政検査で検出されなかったため(56浴槽)、温泉スタンド(1箇所)。 Q.6-4: 平成27年度以前に実施事例有。
	浜松市	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由: アルカリ性で硫化水素イオンの状態で安定しているため。源泉の成分分析で硫化水素が検出されていないため。	
	京都市	1	0	2	2	-	-	-	-	0	3	0	0	0	無	有 (H28年度0件) 付近見取図・施設平面図・給水配管図・浴室及び浴槽の平面図及び断面図	有 (H28年度0件) 構造設備や掲示等の確認	無	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由: 源泉中の硫黄濃度が低く、貯湯槽(開放)付近の空気中硫化水素濃度が基準値未満であるため。

	Q.1-1		Q.2-1							Q.3 基準超 過浴槽 数	Q.4 濃度未 測定浴 槽数	Q.5浴室濃度測定			Q.6 硫黄泉を2mg/1kg以上含有する温泉に関する温泉法の運用状況(平成28年度の実績)											Q.7 硫化水素が原 因と疑われる 事故件数	備考	
	硫化 水素 型	硫黄 泉	室内 風呂	露天 風呂	足湯	手湯 等	温泉 スタ ンド	その他	Q.5-1 定期的 測定実 施浴槽 数(事業 者及び 行政)			Q.5-2 定期的 測定実 施浴槽 数(事業 者が自 主的に 測定)	Q.5-3 知事等 による 測定義 務化浴 槽数	Q.6-1 許可申請時の 硫化水素濃度 提出の有無	Q.6-2 許可申請時の施設構 造図提出の有無	Q.6-3 許可申請時の現地確認 の有無	Q.6-4 利用許可処分時 の硫化水素に関 する条件付の有 無	Q.6-5 法34条 に基づく 報告聴 取数	Q.6-6 法35条 に基づく 立入検 査数	Q.6-7 法35条 に基づ かない 任意の 立ち入 り調査 件数	Q.6-8 法31条 第1項に 基づく 法第15 条第1項 の許可 取り消 し件数	Q.6-9 法31条 第2項に 基づく 利用の 制限を 命じた 件数	Q.6-10 法31条 第2項に 基づく 危害予 防の措 置を講 ずるこ とを命 じた件 数	Q.6-11 行政指 導として 不備を 指摘し 、改善 を指導 した件 数				
神戸市	0	2	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	Q.2-1が0箇所の理由:源泉が公共の浴用に 供されていないため。(過去にも利用許可申 請無)		
岡山市	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	無	無	無	0	1	0	0	0	0	0	1	無			
下関市	1	4	26	14	0	0	1	1	0	8	0	-	-	無	有 (H28年度7件:源泉の 変更)浴槽平面図、断 面図、給排水経路の 図	有 (H28年度6件) 担当保健所職員による 設備確認。1件につい ては直前に現地確認を 実施且つ設備等に変更 がない施設の監視を省 略した。	有	0	6	0	0	0	0	6	無	Q.2-1その他:飲用。 Q.4理由:休業中のため。		
高松市	1	1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	Q.2-1が0箇所の理由:1件は長期休止施設 にて、浴槽利用の実態がない状態であるた め。また、もう1件は未利用源泉であるため。		
松山市	0	6	15	37	1	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度0件) 浴槽平面図、断面図	有 (H28年度0件) 硫化水素濃度、浴槽体 積、構造設備	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	
高知市	0	1	源泉をガスセパレーターに通し曝気さ							施設から、源泉で総硫黄が2mg以上の分析			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無				
福岡市	0	1	35	0	0	0	0	0	不明	35	0	0	0	無	有 (H28年度2件) 温泉利用施設の構造 及び設備(利用する温 泉からの配管設備を 含む。)の概要並びに その平面図(排水計画 を含む。)	有 (平成28年度2件) 担当保健所職員が申請 書記載事項と相違がな いか、施設を確認	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.4理由:個浴、使用都度換水で硫化水素が 高濃度となる危険性は低いため。
大牟田市	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無			
久留米市	0	4	31	15	1	6	0	0	0	27	4	4	0	有 (H28年度5件) 分析機関又は 事業者による測 定結果表	有 (H28年度5件) 浴槽平面図、立面図	有 (H28年度5件) 担当保健所職員による 換気状況確認(3件)、 同硫化水素濃度確認(2 件)	無	0	21	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1部分浴:すわり湯、掛かり湯、打たせ 湯 Q.4理由:換気状態良好なため、再分析によ り硫黄泉であることが発覚し個別計測する 時間的な余裕がなかった。
熊本市	1	5	18	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	有 (H28年度0件)	有 (H28年度0件)	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	
宮崎市	0	3	7	-	-	-	-	2	0	9	0	0	0	無	有 (H28年度2件) 平面図、フロー図、系 統図(2件は浴室毎に 許可を出しており、施 設名は同じであるため 1部のみ添付させてい る。)	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	Q.2-1その他:屋外シャワー Q.4理由:遊離硫化水素が検出されておら ず、源泉の利用状況から、硫化水素は基準 値以下と考えられるため。
鹿児島市	0	1	-	-	2	-	-	-	0	0	2	0	2	有 (H28年度6件) 分析機関による 測定結果表	有 (H28年度6件) 浴槽平面図	無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	

	Q.1-1		Q.2-1						Q.3 基準超過浴槽数	Q.4 濃度未測定浴槽数	Q.5浴室濃度測定			Q.6 硫黄泉を2mg/1kg以上含有する温泉に関する温泉法の運用状況(平成28年度の実績)										Q.7 硫化水素が原因と疑われる事故件数	備考
	硫化水素型	硫黄泉	室内風呂	露天風呂	足湯	手湯等	温泉スタンド	その他			Q.5-1 定期的測定実施浴槽数(事業者及び行政)	Q.5-2 定期的測定実施浴槽数(事業者が自主的に測定)	Q.5-3 知事等による測定義務化浴槽数	Q.6-1 許可申請時の硫化水素濃度提出の有無	Q.6-2 許可申請時の施設構造図提出の有無	Q.6-3 許可申請時の現地確認の有無	Q.6-4 利用許可処分時の硫化水素に関する条件付の有無	Q.6-5 法34条に基づく報告聴取数	Q.6-6 法35条に基づく立入検査数	Q.6-7 法35条に基づかない任意の立ち入り調査件数	Q.6-8 法31条第1項に基づく法第15条第1項の許可取り消し件数	Q.6-9 法31条第2項に基づく利用の制限を命じた件数	Q.6-10 法31条第2項に基づく危害予防措置を講ずることを命じた件数		
合計	417	770	4918	1926	123	12	39	20	50	1278	2272	524	335	0	0	0	0	14	1542	187	0	0	0	173	

※硫黄泉が無い政令市等は未記載。